

保護者様

静岡県立焼津中央高等学校長

高等学校遠距離通学費補助金について（御案内）

静岡県では、県内の県立高等学校（通信制を除く）に在籍する生徒の通学に要する経費の負担軽減を図るため、生徒の通学に要する経費を負担している者（保護者）に対し、補助金を交付する制度があります。

下記に該当し、申請を希望される方は事務室へ御相談ください。

また、申請には通学定期券の写しが必要になりますので、申請時期まで大切に保管しておいてください。

記

補助金概要

交付対象者	県内に居住する県内の県立高等学校（通信制を除く）に通学している生徒の保護者で、生徒が利用する公共交通機関ごとの1箇月分の定期券購入費を合計で15,000円以上負担している方
交付要件	<p>当該年度の4月1日又は4月最初の登校日（1年生：入学式又は入学式の翌日、2・3年生：始業式）に有効な定期券の写し</p> <p>※補助金認定者は、以降も定期券の写しを全期間確認します。</p> <p>交通機関等が定期券を発行していない場合に限り、回数券も補助対象となります。（自己都合により回数券を購入した場合は、対象外）</p>
	<p>下記のいずれかに該当する者（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている者（生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されていない者に限る。） 里親若しくは保護受託者に委託され、又は児童養護施設に入所している者 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている者 市町民税を納付しないこととなった者 市町民税の均等割のみを納付している者 市町民税所得割額と県民税所得割との合算した額が85,500円未満の者
補助金の額	<p>利用公共交通機関ごとの1箇月分の定期券購入費の合計額から15,000円を控除して得た額に通学延べ月数を乗じて得た額の2分の1以内</p> <p>※8月分及び最終学年の3月分は補助対象外。</p>
（算出例）	<p>【例：前期4～9月分】</p> <p>(1か月定期券24,120円－基礎額15,000円)×5月÷2=22,800円</p> <p>※千円未満切り捨てのため22,000円を補助</p>
申請時期	7月頃
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書 通学計画書 定期券の写し（+区間・金額表示がない場合は、それが分かるもの） 保護者の収入要件の確認できるもの

担当 事務室

電話 054-628-6000